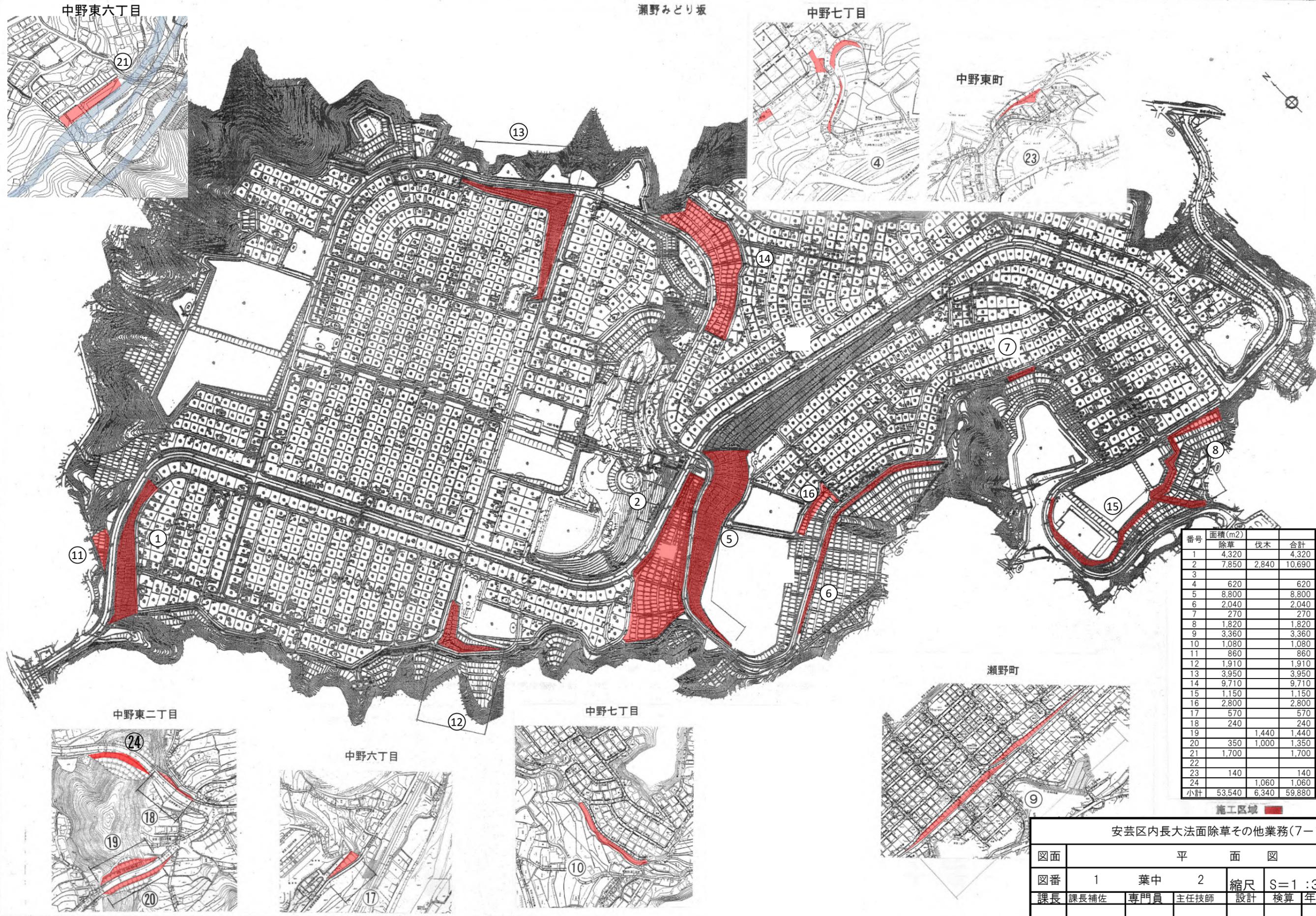


仕 様 書

1. 本仕様書は、安芸区内長大法面除草その他業務（7－1）に適用する。
2. 施工箇所は、別添図面のとおりとする。
3. 業務着手時には現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
なお、委託業務実施計画書には、作業工程、作業方法、安全管理計画を明示すること。
4. 除草・伐木（以下「除草等」という。）は、繁茂している雑草・雑木を草刈機、その他の器具を用いて根元より短くきれいに刈り取るものとする。なお、伐木は除草（下草刈）を含む。
5. 道路附属物（フェンス等）や樹木等に絡みついた草についても、丁寧に取り除くこと。
6. 除草等作業後は、刈り取った草木や枯草はすみやかに搬出処理すること。また、道路側溝内等に落とした草木も忘れず搬出処理すること。
7. 除草等作業中、施行箇所及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
8. 除草等作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。なお、道沿いでの作業では飛び石防護を行うこと。
9. 矢野地区での作業時は、交通誘導警備員を1日当たり1人配置すること。
10. 除草等作業においては、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。
また万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
11. 契約後直ちに除草等作業に着手すること。除草等回数は1回。なお詳細な実施時期については、本市の指示によること。
12. 除草等完了後は、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
13. 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集積・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
14. 刈り取った草や枯草及び伐木の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
15. 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

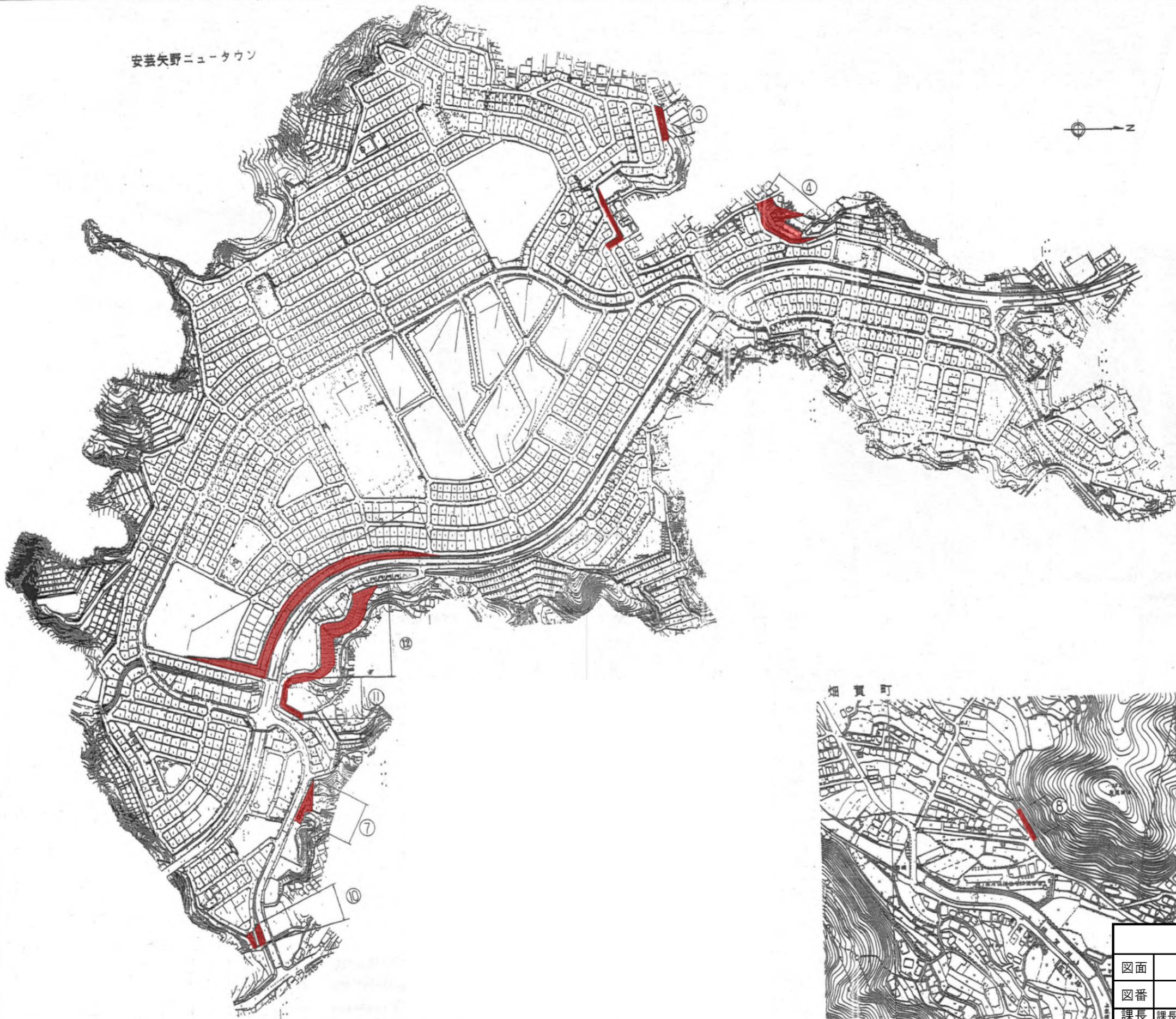


番号	面積(m ²)		合計
	除草	伐木	
1	4,320		4,320
2	7,850	2,840	10,690
3			
4	620		620
5	8,800		8,800
6	2,040		2,040
7	270		270
8	1,820		1,820
9	3,360		3,360
10	1,080		1,080
11	860		860
12	1,910		1,910
13	3,950		3,950
14	9,710		9,710
15	1,150		1,150
16	2,800		2,800
17	570		570
18	240		240
19		1,440	1,440
20	350	1,000	1,350
21	1,700		1,700
22			
23	140		140
24		1,060	1,060
小計	53,540	6,340	59,880

施工区域 ■

安芸区内長大法面除草その他業務(7-1)						
図面	平面図					
図番	1	葉中	2	縮尺	S=1:3000	
課長	課長補佐	専門員	主任技師	設計	検算	年月日
						R7.9
広島市安芸区役所農林建設部維持管理課						

安芸矢野ニュータウン

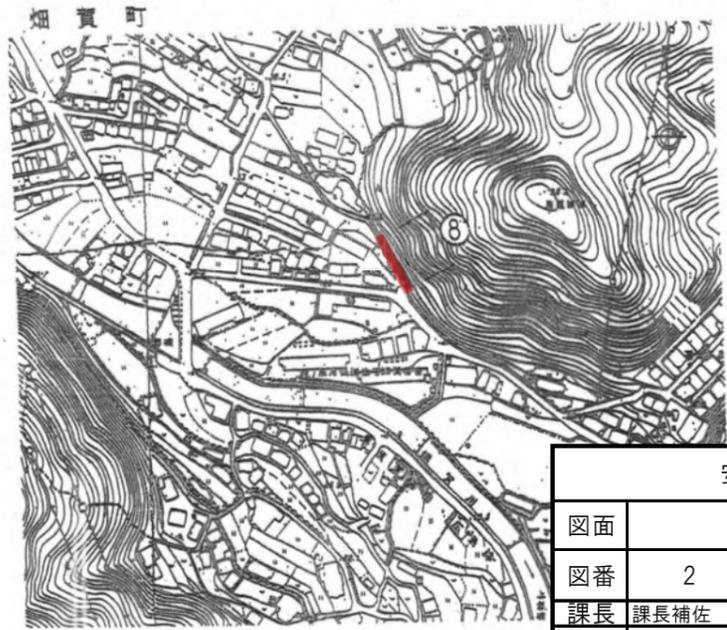


矢野東二丁目



番号	面積(m2)		合計
	除草	伐木	
1	3,000	2,660	5,660
2	530		530
3	400		400
4	960	1,130	2,090
5			
6			
7	380		380
8	500		500
9			
10	400		400
11	650		650
12	4,110		4,110
13	220		220
14		200	200
小計	11,150	3,990	15,140

施工区域 ■



安芸区内長大法面除草その他業務(7-1)					
図面	平 面 図				
図番	2	葉中	2	縮尺	S=1 :3000
課長	課長補佐	専門員	主任技師	設計	検算 年 月 日
					R7.9
広島市安芸区役所農林建設部維持管理課					